

せたな町広告掲載取扱仕様書

第1 内容

広報せたな（以下「広報」という。）誌面又はホームページに広告を掲載し、町に広告料を納入するものとする。

第2 掲載する広告位置等

- (1) 広告は、町が指定する位置に掲載することとする。
- (2) 広報は、白黒印刷とする。

第3 広告の掲載対象者

広報に掲載を申し込むことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所を有する者
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所を有する者並びに町内で活動している団体
- (3) 前号に該当しない者

第4 広告の掲載条件

(1) 広告原稿の納品

広告原稿は、広報の場合は発行日の1月前まで、ホームページの場合は掲載希望月の1月前までにまちづくり推進課広報統計係へ納品することとする。なお、期日までに広告原稿が納品されない場合は掲載対象としない。

(2) 広告内容の変更等

広告原稿のうち、デザインや表現内容などで掲載にふさわしくないとと思われるもの又は次号の掲載条件に該当するものは、まちづくり推進課と協議の上、部分的な作り直しなどを指示することができるものとする。

(3) 広告掲載条件

- ア 特定の政党又は一個人の選挙関係の広告でないこと。
- イ 特定の政治活動又は宗教的意図を持つ広告でないこと。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に関する許可を受けている広告でないこと。
- エ 金券、割引券その他これに類するものでないこと。
- オ 医療、医薬、化粧品などの広告で、医療法、医師法、薬事法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、医薬品等適正広告基準などの法令に抵触するもの

でないこと。

カ 個人の慶事に関する広告でないこと。

キ 掲載広告の代表者などの広告でないこと。

ク 貸金など、いわゆるサラリーマン金融及び消費者金融などに関する
広告並びにキャッシングローンの広告でないこと。

ケ 商品先物取引に関する広告でないこと。

コ 不動産取引の広告でないこと。ただし、公的な機関の不動産取引及
び公的機関が支援するものを除く。

サ マルチ商法・マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメ
ントセールス、S F 商法（催眠商法）など、これらに類似する方法で
販売されたことのある商品の広告でないこと。

シ 意見広告でないこと。

ス 誇大広告及び不当表示、その他表現が不適切な広告でないこと。

セ 販売期間などを明示する広告は、掲載月の1日以降のものとする。

ソ 前各号の広告掲載条件を満たしても公的機関に苦情が寄せられた
り、紛争となっていたり、マスコミなどで問題となっていたりする企
業等の広告は掲載しない。

タ その他広報の性格上影響が大きいと考えられるものについては、そ
の都度、事前にまちづくり推進課と協議するものとする。

第5 広告欄の独占の禁止

同じ内容の広告は複数掲載しない。

第6 広告掲載申込

広告掲載は、受付順とする。

第7 広告料金

(1) 広告料金は、次のとおりとする。

種 類	広告スペース	掲載期間	掲載料
広報せたな (1色刷り)	縦 4.6cm×横 8.8cm (指定ページ1段 縦2分の1)	1回	3,500円
	縦 4.6cm×横 17.6cm (指定ページ1段)		7,000円
	縦 9.9cm×横 8.8cm (指定ページ2段 縦2分の1)		7,000円
	縦 9.9cm×横 17.6cm (指定ページ2段)		14,000円

ホームページ (バナー広告)	縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル 画像は GIF 形式、容量は 4KB 以内 動画は不可	1 ヶ月	10,000 円
-------------------	--	------	----------

(2) デザイン版下代は、広告掲載依頼企業等が負担するものとする。

第8 広告代金の納入等

(1) 町に納入する広告料金は、町出納室又は指定する金融機関で納入
通知書により指定期日までに納入してください。尚、年度を越える
時は、年度ごとに請求させていただきます。

(2) 既納の広告掲載料は、還付いたしません。